

1 策定の趣旨

本市では、情報化施策を推進する「情報化推進基本計画」（計画期間：平成17年度～平成22年度）を平成17年4月に策定し、「市民*の利便性を向上させるサービスの充実」、「市民と行政とのコミュニケーション」、「行政事務の効率化」を目標に掲げ、市民にとって便利でわかりやすい行政サービスを目指す「電子自治体」の構築を進めてきました。

この目標を実現するため、市民の利便性を向上する電子申請、電子申告などの行政手続のオンライン化、図書館のインターネット予約サービスの導入、コールセンターの開設や行政内部の効率化を図る文書管理システムの導入や財務会計システムの再構築などを行ってきました。

その結果、電子自治体の構築については、各種システムの構築などの基盤整備を着実に進めてきましたが、例えば、電子申請や電子申告の利用率は伸び悩んでいることなどから、市民が利便性を感じられるサービスの充実に、十分には至りませんでした。

また、この間、旧津久井4町との合併や政令指定都市移行など本市の状況は大きく変化し、社会経済情勢においても、ライフスタイルや就労形態などが多様化し、少子高齢化が進行してきており、地域社会においても様々な課題が発生してきています。さらに、今後の情報通信技術についても急速な進展が想定されます。

これらの変化や課題に対応するために、市民の視点に立った「利便・活力・効率」を目標とする新たな情報化の戦略として「情報マネジメント推進計画」を策定することといたしました。

なお、計画の名称については、「利便・活力・効率」を向上するためには、情報化推進だけではなく、それらをマネジメント(組織的に統括管理する)してこそ実現できるという考えから「情報化推進基本計画」から「情報マネジメント推進計画」に変更します。

*「市民」の定義

本計画における「市民」とは、住民、在勤者、在学者、本市を訪れる人、法人、企業など本市に関わりのある多様な主体を意味します。